

東京都板橋区障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

(令和4年6月16日区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、板橋区（以下「区」という。）内に事業所を有する指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者並びに区内の指定障害児入所施設等の設置者（以下「事業者」という。）が板橋区長（以下「区長」という。）に報告する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条の18に規定する情報公表対象支援情報（以下「障害福祉サービス等情報」という。）の公表制度（以下「事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、区とする。ただし、適切な事務運営が可能であり、当該事業を実施するに相応しい中立的かつ公共性のある法人に対して委託することができる。

(実施内容)

第3条 区長は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について公表する。

2 区長は、前項の規定による報告があった場合は、必要な限度において、当該報告をした事業者に対し、当該報告の内容を調査することができる。

(情報の公表を行うサービスの種類)

第4条 情報の公表を行うサービス（以下「公表サービス」という。）の種類は、次のとおりとする。

(1) 障害児通所支援（指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援をいう。）

(2) 障害児相談支援

(3) 障害児入所支援（指定福祉型障害児入所施設又は指定医療型障害児入所施設に限り、指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

(報告内容)

第5条 事業者が法第33条の18第1項の規定に基づき区長に報告する内容は、第8条第1号の規定に該当する事業者にあっては児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）別表第2及び別表第3に掲げる項目とし、同条第2号の規定に該当する事業者にあっては同省令別表第2に掲げる項目とする。

(障害福祉サービス等情報の基準日)

第6条 障害福祉サービス等情報の基準日は、当該年度の4月1日とする。

(報告の方法)

第7条 事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システム（以下「公表システム」という。）を通じて、区長へ報告

するものとする。ただし、公表システムを通じて報告ができないやむを得ない事情等がある場合は、文書等により報告できるものとする。

(実施期間)

第8条 前条の報告の実施期間は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 当該年度の4月1日以前に公表サービスを提供している事業者 当該年度の5月8日から7月末日まで
- (2) 当該年度の4月2日以降に新たに公表サービスの提供を開始しようとする事業者 当該事業者の指定を受けた日から1か月を経過する日まで

(公表の時期)

第9条 区長は、第7条の規定により報告された障害福祉サービス等情報を当該年度の9月以降に順次、公表システムにより公表する。

(変更等の報告)

第10条 事業者は、障害福祉サービス等情報のうち、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ並びにメールアドレスについて変更があったときは、その都度公表システムにより報告するものとする。

2 前項に規定する情報以外の障害福祉サービス等情報については、年1回報告するものとする。

(調査)

第11条 区長は、公表を行うため必要と認める場合には、法第33条の18第3項の規定に基づき調査を実施する。

(是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い)

第12条 事業者は、区長から法第33条の18第4項の規定による報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた場合には、区長の指示により是正を行った障害福祉サービス等情報について区長に報告するものとする。

(苦情等の対応)

第13条 公表されている障害福祉サービス等情報（以下「公表情報」という。）に関する利用者等からの苦情等に対応する窓口は、福祉部障がいサービス課に置く。

2 区長は、公表情報に関する利用者等からの苦情等があったときは、事業者に対する照会等を行い、公表情報の訂正が必要な場合は、事業者からの訂正の報告を受けた後、速やかに公表する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。